

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

(基本情報)

地方公共団体名	北海道当別町
事業計画名	当別町ゼロカーボン重点対策加速化事業
事業計画の期間	令和5年度～令和10年度（6年間）

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

本町では、令和3年4月にゼロカーボンシティの表明を行い、二酸化炭素排出量を2050年に実質ゼロを目指す。

これまで、町の面積の6割を占める森林を生かした木質バイオマスの熱利用や、西当別地区に賦存する帯水層を活用した地中熱利用を公共施設中心に進めてきた。今後、さらにゼロカーボンを進めるには、町のエネルギーの8割を占める化石燃料を、再生可能エネルギーに転換していくことが必要となる。

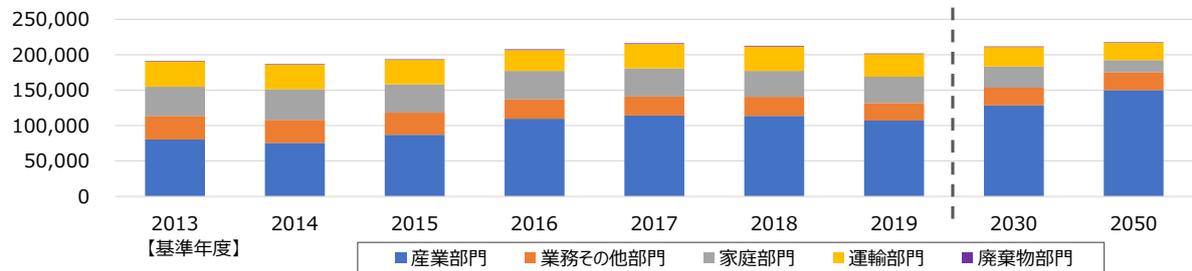
化石燃料は、冬季の暖房利用が主となるため、初めに省エネを進め、次に石油機器から、木質バイオマス機器やヒートポンプ等の電気機器への転換を進めていく。そして、転換したエネルギーを再生可能エネルギーで賄うことができれば、町全体のゼロカーボンの達成が見えてくる。

まずは、個人、事業所単位で、これらの取り組みを確実に進め、地域脱炭素を目指す。

① 当別町における二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の現状

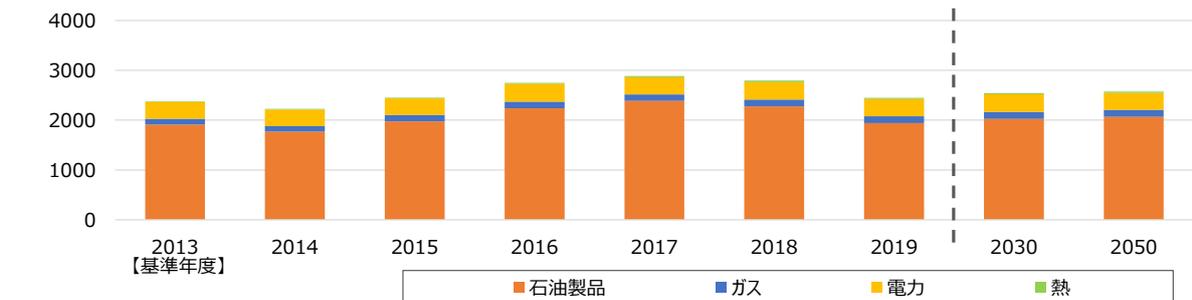
町全体の二酸化炭素排出量は、201,922t-CO<sub>2</sub>（2019年度）であり、産業部門が53%、家庭部門が18%、運輸部門が16%、業務その他部門が12%の順で続く。2030年、2050年のBAUシナリオ推計値は、2019年度と比べて、2030年、2050年ともに、ほぼ横ばいと推測する。

CO<sub>2</sub>排出量 (t-CO<sub>2</sub>)



次にエネルギー消費量について、北海道における積雪寒冷地、また特別豪雪地帯にある本町では、全体のエネルギー使用量のうち、化石燃料が80%、電力が13%であり、石油製品の利用率が大きい。

エネルギー消費量(TJ)



② 当別町における地域課題

本町は、少子高齢化による人口減少や、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、インバウンドを期待した道の駅の農産物、地産品の販売等の観光産業が、打撃を受ける等、町の経済は危機的状況下にある。

また、特別豪雪地帯に指定される本町は、近郊地域に比べ、積雪が多く、町民の生活にとって大きな課題となっている。

町内のエネルギーにおいては、積雪寒冷地の特性から、冬季の暖房利用における化石燃料の使用割合が多く、化石燃料の削減が厳しい課題がある。また、積雪のため、太陽光発電において冬季の発電能力が著しく下がるため、導入が進まない課題がある。

③ これまでの取り組み

最初の取り組みとして、平成18年度から、使用済み食用油を町内の家庭、店舗から回収、精製し、町内で運行するコミュニティバスの燃料に使用する「コミュニティバスBDF事業」を開始した。この時は、再生可能エネルギーの活用というより、廃棄物の活用の観点が大きい。

再生可能エネルギー活用の検討を具体的に開始したのは、平成26年度からで、町の面積の6割を占める森林を活用した木質バイオマスや、一般的な地中熱の温度より高い西当別地区の地中熱、遊休地を活用した太陽光発電に優先的に取り組むこととし、町民、事業者との勉強会を開始した。

平成27年度には、町民、事業者との勉強会の意見を参考に、コミュニティバスBDF事業の財源の安定化と温室効果ガス削減のため、遊休地を活用した太陽光発電事業を開始し、当該太陽光発電所から得られる売電収益をコミュニティバスの運行財源の一部として活用している。

また、町の面積の6割を占める森林の活用を目的に、「木質バイオマスを活用した地域循環可能性調査事業」を実施した。この調査事業から、冬の暖房で使用する化石燃料を、地域資源である木質バイオマスに転換を進めることで、エネルギーの地域循環による地域経済の活性化に繋がることを明らかにした。

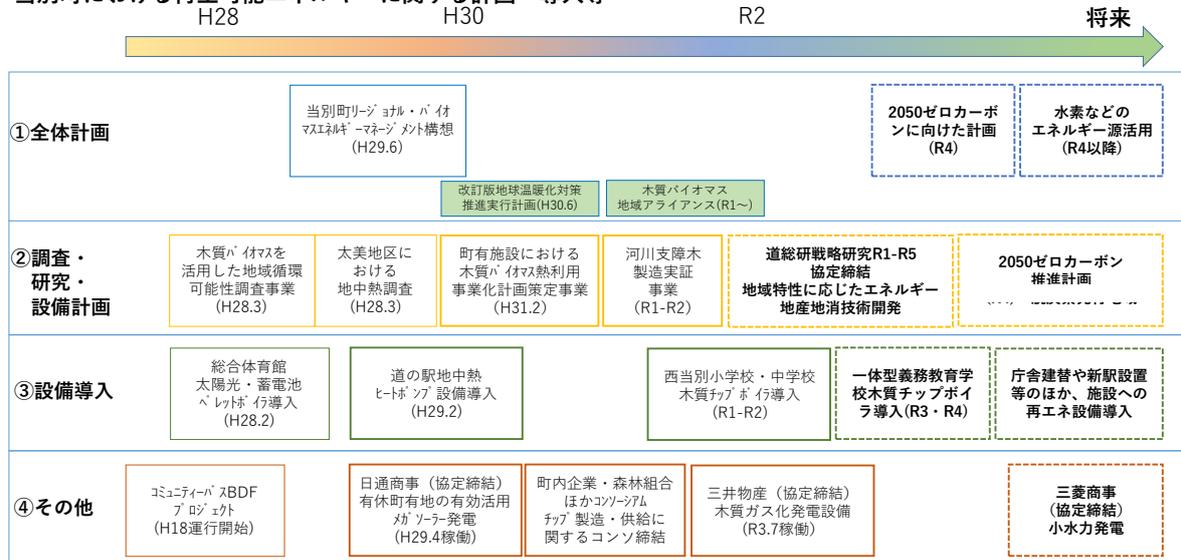
また、環境省の補助金「防災拠点等への再生可能エネルギー等導入促進事業」を活用し、総合体育館に、太陽光発電設備、蓄電池、木質ペレットボイラを導入し、災害時にも対応可能な再生可能エネルギーを導入した。この事業により、胆振東部地震のブラックアウト時でも、町で唯一電源のある避難所として活用することができた。

また、本町には一般的な地中熱の温度より高い西当別地区があり、その地区の地中熱エネルギーの賦存量、事業化の調査を実施した。

平成28年度には、重点道の駅である「北欧の風 道の駅 とうべつ」が西当別地区にあることから、環境省の補助金「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」を活用し、地中熱ヒートポンプによる床暖房、暖房・冷房設備を導入した。

平成29年度には、遊休地である廃棄物処分場跡地の活用し、日通商事(株) (現NX商事(株))との連携協定によるメガソーラー発電が稼働を始めた。

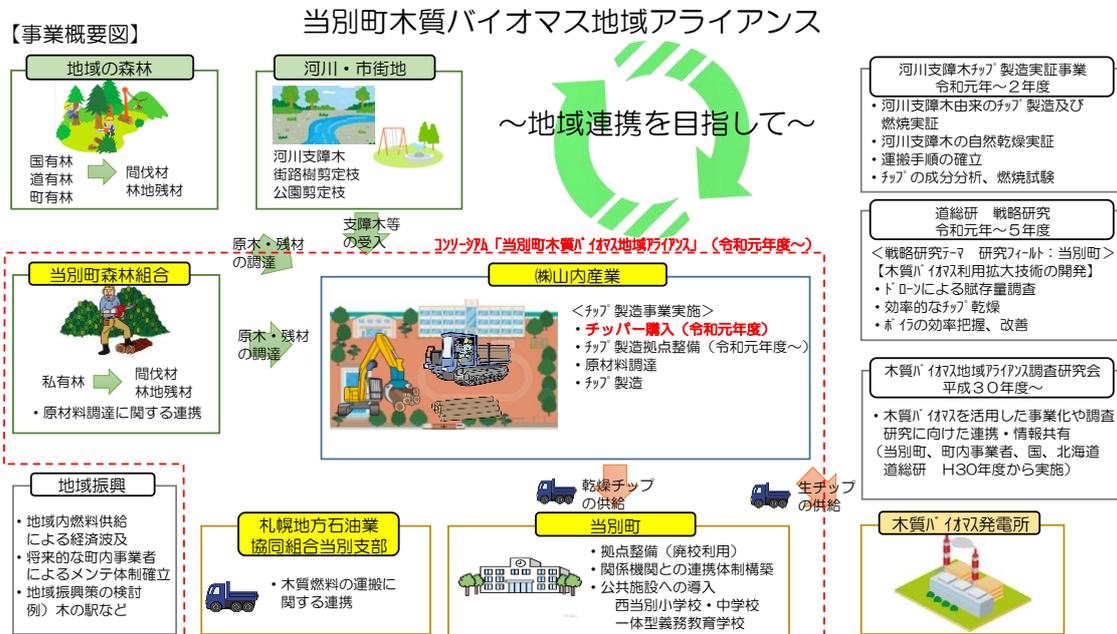
当別町における再生可能エネルギーに関する計画・導入等



平成30年度には、環境省の補助金「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」を活用し、「当別町地球温暖化対策実行計画事務事業編」を国の二酸化炭素排出量を2030年までに2013年度比40%削減の目標に合わせ改定を行った。また、木質バイオマスの地域循環を目指し、環境省の補助金「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」を活用し、町有施設へのライフサイクルコストも含めた具体的な木質バイオマス設備の導入計画「当別町木質バイオマス熱利用事業化計画」を策定した。

また、「当別町木質バイオマス熱利用事業化計画」策定時に、実際に使用する木質チップの品質が、トラブル回避の解決策であることや木質チップ製造を地域で支え、事業化する仕組みの構築が課題として挙げられた。木質チップの品質については、本町は、北海道立総合研究機構の戦略研究のテーマの実証フィールドとして、研究協定を締結し、木質チップの品質に関わる調査研究を実施した。

また、木質チップ製造に関係する地域の関わりとして、当別町、当別町森林組合、木質チップ製造に関心を示した町内事業者、石油業協同組合の4者のコンソーシアム協定「当別町木質バイオマス地域アライアンス」を締結した。木質バイオマス資源を地域で活用する場合、石油資源との置き換えとなるため、石油業を営む町内企業にとっては、痛手となることが予測される。そのため、木質チップ利用の初期から関係を築き、将来的には運搬に携わる環境を作るのが重要と考え、石油業協同組合に連携協定を依頼し、協定の締結へと至った。



木質チップの事業化を進めるため、木質チップを製造する大型チップパーをコンソーシアムで購入し、町内事業者を中心とした木質チップ製造事業がスタートした。

また、森林整備によって算出される丸太は、間伐材等由来の木質バイオマスとして比較的高値で取引されるため、熱利用として使う丸太は、一般木質バイオマス等比較的価格の安い材料を使うほうが、ランニングコストが安価となる。そのことから、本町では、河川支障木（河川維持のため伐採される広葉樹等）に着目し、河川支障木の熱利用としての性質、品質を調査するため、令和元年度、令和2年度の2ヶ年で「河川支障木製造実証事業」を実施し、その結果、製造方法の工夫で、木質チップボイラで利用できることがわかった。

令和2年度には令和元年度に設計した西当別地区の小中学校への木質バイオマスボイラの導入を、環境省の補助金「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」を活用し実施した。工事は同年度の10月に完了し、11月から本格的な木質チップ事業が始まり、木質バイオマスによる地産地消の取り組みが始まった。

令和3年度には「当別町木質バイオマス熱利用事業化計画」をさらに進め、本町地区にある小学校、中学校を併合した一体型義務教育学校の建設に合わせ、環境省の補助金「地域レジリエンス・脱炭素を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用

して、木質チップボイラの導入を図った。

これらの、導入した木質チップボイラの燃料は、本来、廃棄物となる河川支障木で、すべて賄うことができている。

また、三井物産(株)、北海道電力(株)が出資する北海道バイオマスエネルギー(株)による木質バイオマス熱電併給設備の本格運転が始まった。この事業をきっかけに三井物産(株)と、ゼロカーボン、地産地消の取り組みをさらに加速させるため、連携協定を締結した。

- ④ 更に、三菱商事(株)とも連携協定を締結し、小水力の活用を含めた取り組みにおいて、発電のFS調査を実施している。ゼロカーボンを実現するには、町内に賦存するエネルギー資源を余すことなく使うことが有効であり、小水力発電には期待を寄せているところである。2030年までに目指す地域脱炭素の姿

本町は、今までの脱炭素への取り組みをさらに加速させるため、2050年に脱炭素社会を目指すべく、令和3年4月に「ゼロカーボンシティ」の宣言を行った。しかし、2050年に脱炭素を目指す具体的な計画がなかったため、2030年を中期、2050年を長期とし、地域資源を最大限活用するロードマップを示したゼロカーボン推進計画の策定を行った。

ゼロカーボン推進計画では、本町の課題である化石燃料の使用割合が大きい積雪寒冷地の特性の中で、効率よく化石燃料を削減する具体的な目標と行動プランを設定した。

また、中期目標である2030年までに、まずは、各家庭、事業所、公共施設の省エネ機器の導入、断熱等により、徹底した「省エネルギーの推進」を実施する。その上で屋根置きや遊休地への太陽光発電等「再生可能エネルギーの導入」、さらに木質バイオマスや地中熱活用等「地域資源の活用」を実施し、二酸化炭素排出量を、2013年度比50%減を達成する目標を設定した。



【当別町の脱炭素ロードマップ】(案)

取組	短期 (今後5年)	...	中期 (2030年頃まで)	...	長期 (2050年頃まで)
① 自家消費型太陽光発電の設置	公共施設への太陽光発電設備の設置	役場庁舎の新設	500kW	既設施設への設置	
	住宅屋根への太陽光発電設備の設置		全世帯の40%		全世帯の60%
② 地域共生型の再エネ(太陽光発電)活用	公共施設・公共跡地での太陽光発電PPA事業		400kW		
③ 公共施設における地中熱ヒートポンプの活用	公共施設への地中熱ヒートポンプの導入		4施設		6施設
④ 当別ダムにおける小水力発電の推進	当別ダムにおける小水力発電の実施		発電所稼働		
⑤ 公共施設への木質バイオマスボイラの導入	公共施設への木質バイオマスボイラの導入		5台		7台
⑥ 施設のZEB化	公共施設のZEB化	役場庁舎の新設	新設施設のZEB化		
	ホテル・業務ビルのZEB化		全事業所の10%		全事業所の15%
⑦ 住宅・建築物の省エネ性能向上	住宅の断熱改修の推進		全世帯の50%		全世帯の85%
	ホテル・業務ビルの断熱改修の推進		全事業所の50%		全事業所の80%
⑧ ゼロカーボン・ドライブ	太陽光発電利用型充電ステーション整備				
	乗用車のEV化		450台		900台
⑨ 資源循環の高度化	BDFの利用拡大				
	生ごみや下水汚泥等の活用				
⑩ コンパクト・プラス・ネットワーク	役場庁舎を中心としたエネルギーの共有化				
⑪ 林業の持続性の向上	森林整備の推進				
⑫ 農業の生産性・持続性向上の両立	スマート農業の推進	ドローンの活用			
		農業機械のEV化・自動化			

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

① 事務事業編

本町は、平成30年6月に地方公共団体実行計画事務事業編を策定した。この計画は、本町が実施する事務事業において、温室効果ガス排出量を2030年度までに、2013年度比で40%削減する目標とする。

○計画期間 2018年度～2030年度

○目標 温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比40%削減

○取組概要

・2013年度の温室効果ガス5,463t-CO<sub>2</sub>から、2,185t-CO<sub>2</sub>を削減する。

・目標達成に向けた4つの基本方針を設定

【4つの基本方針】

1. 木質バイオマスや地中熱など地域資源を活用した設備導入・更新などによる削減
2. 再生可能エネルギーによる電力の活用による削減
3. その他、地域の特色を活かした取り組みなどによる削減
4. 庁内職員の運用改善による削減

② 区域施策編（2023 年度策定）

2030 年度までに、2013 年度比で二酸化炭素を 50%削減することを目標とする区域施策編を策定した。

○計画期間

- ・中期計画 2024 年度～2030 年度
- ・長期計画 2023 年度～2050 年度

○取組概要

- ・中期目標 2013 年度比 50%削減（80,167t-CO2 削減）
- ・長期目標 2050 年度の二酸化炭素排出量実質ゼロ

(3) 促進区域

区域施策編の策定時に「太陽光発電、バイオマス発電、地中熱利用における促進区域」を促進区域として設定した。

2. 重点対策加速化事業の取組

(3) 本計画の目標

(地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等)  
本町が、ゼロカーボンを実現するには、本町が有する木質バイオマスや地中熱等、地域特性を最大限生かした施策の展開や、町のエネルギーの 8 割を占める化石燃料を、再生可能エネルギーに転換していくことが必要となる。

そのため、令和 5 年度に策定した地方公共団体実行計画の区域施策編では、2030 年度までに 2013 年度比で、二酸化炭素排出量を 50%削減する計画の骨組みとして、令和 4 年度末に策定した当別町ゼロカーボン推進計画の脱炭素ロードマップにおいて、次のとおり重点施策を設定した。

【脱炭素ロードマップにおける重点施策】(案)

重点施策	施策内容
① 自家消費型太陽光発電の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設について、既設施設および新設予定の役場庁舎に太陽光発電設備を設置、非常時にも対応</li> <li>・ 新設・既設住宅に屋根置き自家消費型の太陽光発電の設置を推進</li> </ul>
② 地域共生型の再エネ（太陽光）活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設・公共跡地等への太陽光発電 PPA 事業を活用した再エネ導入</li> </ul>
③ 地中熱ヒートポンプの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西当別地区における帯水層を活用した地中熱ヒートポンプの導入</li> </ul>
④ 町内再エネ発電所の環境価値活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に再エネ発電所の環境価値を活用</li> </ul>
⑤ 木質バイオマス機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設・既設住宅への木質バイオマス機器の導入を推進</li> </ul>
⑥ 施設の ZEB 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設では、庁舎建替え時の ZEB 化</li> <li>・ ホテルや業務ビルなどの民間施設に対し ZEB 化を推進</li> </ul>
⑦ 住宅の ZEH 化の推進および住宅・建築物の省エネ性能向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の ZEH 化を推進</li> <li>・ 住宅やホテル、業務ビルなどの民間施設について断熱改修（断熱サッシ交換）を推進</li> </ul>
⑧ ゼロカーボン・ドライブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設について、新設予定の役場庁舎に太陽光発電利用型の充電ステーションを整備、公用車の EV 化</li> <li>・ 民間における太陽光利用型充電ステーションの設置についても推進し、乗用車の EV 化を促進</li> </ul>
⑨ 資源循環の高度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BDF の利用拡大および回収システムの再構築（ICT 技術の活用）</li> <li>・ 生ごみや下水汚泥、農業残渣等の有効活用</li> </ul>

⑩	コンパクト・プラス・ネットワーク	・役場庁舎を中心とした電力、熱利用の共用化
⑪	森林の循環利用	・二酸化炭素吸収源対策として健全な森林の整備を推進
⑫	農業の生産性・持続性向上の両立	・農業機械のEV化および自動化、ドローンの活用などスマート農業の推進

本計画では、重点施策を展開し、2030年度に2013年度比で、二酸化炭素排出量を50%削減するため、2028年度（令和10年度）の目標を37,522t-CO2とする。

(本計画の目標等)

①	温室効果ガス排出量の削減目標	37,522 トン-CO2 削減/年
②	再生可能エネルギー導入目標	1,925kW
	(内訳) ・太陽光発電設備	1,925kW
③	その他地域課題の解決等の目標	地域課題である町のエネルギーの8割を占める化石燃料の削減における行動目標を省エネ、エネルギー転換、再エネ発電の導入件数とする。 ① 省エネ ・地中熱ヒートポンプ設備導入件数 7件 ② エネルギー転換 ・木質バイオマス導入件数 26件 ・ヒートポンプ導入件数 444件 ③ 再エネ発電 ・太陽光発電導入件数 153件
④	総事業費	1,846,355 千円 (うち交付対象事業費 1,227,629 千円)
⑤	交付限度額	528,205 千円
⑥	交付金の費用効率性	14 千円/トン-CO2

(2) 申請事業

① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度 2023	・町民への自家消費型太陽光発電設備の導入事業 ・事業者への自家消費型太陽光発電設備の導入事業 ・町民への蓄電池の導入事業 ・事業者への蓄電池の導入事業	5件 39kW 1件 17kW 5件 36kWh 1件 15kWh
令和6年度 2024	・町民への自家消費型太陽光発電設備の導入事業 ・事業者への自家消費型太陽光発電設備の導入事業 ・町民への蓄電池の導入事業 ・事業者への蓄電池の導入事業	10件 70kW 1件 17kW 10件 70kWh 1件 15kWh
令和7年度 2025	・町民への自家消費型太陽光発電設備の導入事業 ・事業者への自家消費型太陽光発電設備の導入事業 ・事業者によるPPA事業 ・町民への蓄電池の導入事業 ・事業者への蓄電池の導入事業	23件 161kW 2件 14kW 1件 50kW 4件 40kWh 1件 10kWh

令和8年度 2026	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民への自家消費型太陽光発電設備の導入事業</li> <li>・事業者への自家消費型太陽光発電設備の導入事業</li> <li>・事業者によるPPA事業</li> <li>・町民への蓄電池の導入事業</li> <li>・事業者への蓄電池の導入事業</li> </ul>	23件 161kW 3件 21kW 1件 50kW 4件 40kWh 1件 10kWh
令和9年度 2027	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民への自家消費型太陽光発電設備の導入事業</li> <li>・事業者への自家消費型太陽光発電設備の導入事業</li> <li>・事業者によるPPA事業</li> <li>・町民への蓄電池の導入事業</li> <li>・事業者への蓄電池の導入事業</li> </ul>	32件 224kW 6件 42kW 1件 50kW 7件 70kWh 2件 20kWh
令和10年度 2028	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民への自家消費型太陽光発電設備の導入事業</li> <li>・事業者への自家消費型太陽光発電設備の導入事業</li> <li>・事業者によるPPA事業</li> <li>・町民への蓄電池の導入事業</li> <li>・事業者への蓄電池の導入事業</li> </ul>	32件 224kW 6件 42kW 1件 50kW 7件 70kWh 2件 20kWh

② 地域共生・地域裨益型再エネの立地

令和5年度 2023	・事業者及び町民への熱利用設備の導入事業	9件
令和6年度 2024	・町民への熱利用設備導入事業	9件
令和7年度 2025	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者によるPPA事業</li> <li>・町民への熱利用設備の導入事業</li> <li>・公共施設への熱利用設備導入事業</li> </ul>	1件 100kW 5件 1件
令和8年度 2026	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者によるPPA事業</li> <li>・町民への熱利用設備の導入事業</li> <li>・公共施設への熱利用設備導入事業</li> </ul>	1件 100kW 5件 2件
令和9年度 2027	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者によるPPA事業</li> <li>・町民への熱利用設備の導入事業</li> <li>・公共施設への熱利用設備導入事業</li> </ul>	1件 100kW 5件 1件
令和10年度 2028	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者によるPPA事業</li> <li>・町民への熱利用設備の導入事業</li> <li>・公共施設への熱利用設備導入事業</li> <li>・公共施設への蓄電池の導入事業</li> </ul>	2件 400kW 5件 1件 1件 100kWh

③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への高効率空調導入事業</li> <li>・事業者への高効率融雪設備導入事業</li> </ul>	5件 1件
令和6年度	・事業者への高効率空調導入事業	10件
令和7年度	・公共施設への照明導入事業	1件
令和8年度	・公共施設への照明導入事業	1件
令和9年度	・公共施設への照明導入事業	1件

④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

令和5年度 2023	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民への高効率空調・給湯機導入事業</li> <li>・町民へのZEH+住宅整備補助事業</li> </ul>	153件 1件
令和6年度 2024	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民へのZEH住宅整備補助事業</li> <li>・町民への高効率空調・給湯機導入事業</li> <li>・町民へのZEH+住宅整備補助事業</li> </ul>	2件 77件 1件

令和7年度 2025	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民への ZEH 住宅整備補助事業</li> <li>・ 公共施設への高効率空調設備導入事業</li> <li>・ 町民への高効率空調・給湯機導入事業</li> <li>・ 町民への ZEH+住宅整備補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 件</li> <li>1 件</li> <li>5 3 件</li> <li>1 件</li> </ul>
令和8年度 2026	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民への ZEH 住宅整備補助事業</li> <li>・ 町民への高効率空調・給湯機導入事業</li> <li>・ 町民への ZEH+住宅整備補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 件</li> <li>5 5 件</li> <li>1 件</li> </ul>
令和9年度 2027	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民への ZEH 住宅整備補助事業</li> <li>・ 町民への高効率空調・給湯機導入事業</li> <li>・ 町民への ZEH+住宅整備補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 件</li> <li>7 9 件</li> <li>1 件</li> </ul>
令和10年度 2028	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民への ZEH 住宅整備補助事業</li> <li>・ 公共施設への高効率空調設備導入事業</li> <li>・ 町民への高効率空調・給湯機導入事業</li> <li>・ 町民への ZEH+住宅整備補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 件</li> <li>1 件</li> <li>8 2 件</li> <li>1 件</li> </ul>

### (3) 事業実施における創意工夫

#### ① 積雪寒冷地での PPA モデルの導入

本町は、特別豪雪地帯に指定される。特別豪雪地帯では、積雪により太陽光発電における冬季の発電能力が著しく下がるため、事業の採算性が低くなり、PPA 事業の導入が進まない現状がある。他方では、太陽光発電設備は、導入コストが高く財政状況の厳しい自治体、個人、事業者の自費だけの導入は厳しい現状がある。

このような状況を変えるため、個人向けの PPA において、事業採算性が厳しいことがあり、設置費の定額制等による導入促進の仕組みを検討している。

また、交付金の活用により電気料金の低減、採算性が改善することで、導入に弾みがつき普及促進につながる。

事業者向けの PPA において、町有地、民地の遊休地を活用したオフサイト PPA の導入を促進するため、太陽光発電に適した土地を整理する等の PPA 事業の誘致につなげる工夫を行う。

#### ② 町民の自主性育成

ゼロカーボンシティ表明以降、本町のエネルギーを考える町民主体の勉強会が継続的に開催されている等、町民の関心は少しずつ増えている。本事業において、既存住宅の断熱改修がなぜ必要なのか、窓ガラスの断熱ガラスへの交換で、どのくらい生活が改善され、暖房費が削減されるのか、また、木質バイオマスや地中熱の活用が、生活にどのように関係するか等、勉強会やセミナーを通じて、ナッジなどを活用した説明を行い、町民のゼロカーボンの自主性を育む工夫を行う。

#### ③ 導入促進後方支援

町民や事業者が、補助制度を活用しやすいように、ハウスメーカー、工務店、町内事業者と連携し設備導入を促す仕組みや、町内金融機関とも連携し、補助制度を活用しやすい環境を作る等の工夫を行う。

#### ④ 木質バイオマスの普及促進

木質バイオマスの普及を促進するため、木質バイオマス利用の協定を締結している森林組合と連携した支障木を活用した薪の生産販売や、木質ペレットを原料に木質バイオマス発電所を運転している事業者と連携した町内の木質ペレット流通等、木質バイオマスを使いやすい環境づくりを促進する。

### (4) 事業実施による波及効果

#### ① 経済波及効果

既存住宅の断熱改修や、太陽光パネルの設置、ヒートポンプ設備の設置等、町内の事業者でも十分対応可能な工事もあり、町内事業者と連携し事業に取り組むことで、町内の経済波及効果が得られる。

また、木質バイオマスにおいては、チップや薪は町内で生産しており、地域資源による地域循環を実現している。木質バイオマスの地域における利用量を増やすことは、資金のほとんどが域外（海外）に流出している化石燃料からのエネルギー転換につながり、地域経済に及ぼす効果は、非常に大きい。

② 特別豪雪地帯における PPA 事業の普及

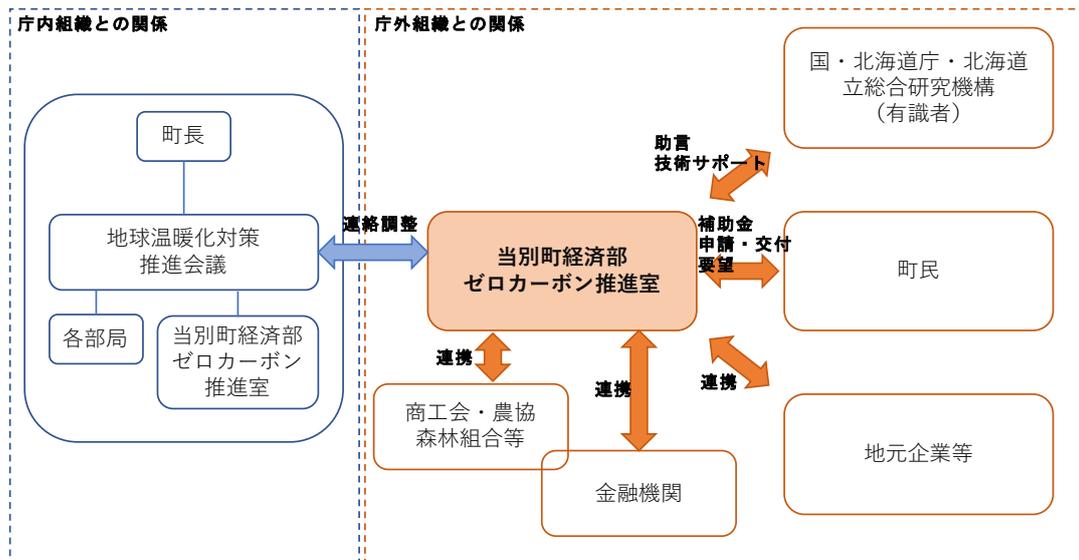
本町での PPA の実績において、積雪寒冷地における課題に対処することで、北海道における同様な自治体における普及が期待できる。

③ 町民の自主性への波及

本事業において、家庭、事業所への太陽光発電設備の導入や、PPA による太陽光発電設備導入が進むことで、電力の見える化が進み、スマートフォン等を活用することで、ゼロカーボンを身近に捉えることができるようになる。また、見える化で得られたデータをナッジに利用することで、町民、事業者の自主性の育成が期待できる。

(5) 推進体制

本事業の推進体制は、庁内体制として、地球温暖化対策推進会議を中心に、担当部局であるゼロカーボン推進室が、全体の進捗管理、連絡調整を行い、全部局横断的に取り組む。また、庁外体制は、担当部局であるゼロカーボン推進室が、商工会、農協、森林組合、金融機関、町内事業者等との連携を図り、町が一体となって事業を推進する。また、町民の意見や、国、北海道庁、道総研（北海道立総合研究機構）等のアドバイスや技術サポートを受けながら、事業を推進する体制とする。



3. その他

(1) 財政力指数

令和3年度 当別町財政力指数：0.37

(2) 地域特例

該当地域：特別豪雪地帯

対象事業：

- ・新庁舎への ZEB 化
- ・公共施設への省エネ設備導入の実施